

措置通知事項の公表

士別市長から、令和2年度定期監査において指摘した事項について、別添のとおり措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年3月29日

士別市監査委員 吉田博行

士別市監査委員 谷口隆徳



令和2年度定期監査の改善・検討事項措置状況報告書

指摘区分	改善 検討
改善・検討事項	<p>○粗破砕機破砕刃交換作業について</p> <p>士別市契約事務に関する規則第38条第1項に定める検査調書が作成されていません。</p> <p>同規則第39条により、請負契約または財産の買入れ等の検査で50万円以下の契約は、検査調書を省略することが出来るとされていますが、本件はこれに該当しないため、検査調書の作成は必須です。</p> <p>検査調書が無いにもかかわらず、支出伝票の摘要欄に「検定月日:令和元年12月19日」と記載していますが、この日付の根拠と、今後の再発防止策についてお知らせください。</p>
所 管	市民自治部環境センター

措置状況（簡潔・明瞭に）

今回の交換作業において、施工業者から提出された『交換作業報告書』が提出された日付を以て検定と見なしており、検査調書の作成について、契約書に記載されている条文内容及び契約事務規則を熟知しておりませんでした。

今後においては契約書並びに事務規則に基づき適切な事務処理を行ってまいります。

令和2年度定期監査の改善・検討事項措置状況報告書

指 摘 区 分	改善 検討
改善・検討事項	<p>○リヤアクスルオイル漏れ修理について</p> <p>①契約事務に関する一連の必要書類が作成されていません。 修繕契約を結んでいるにもかかわらず、見積合せ伺い・予定価格調書・見積合せ顛末書・契約締結伺いといった必要書類が作成されていません。 今回のように必要書類がないというのはあってはならないことですので、今後の対応策についてお知らせください。</p> <p>②土別市契約事務に関する規則第38条第1項に定める検査調書が作成されていません。 同規則第39条により、請負契約または財産の買入れ等の検査で50万円以下の契約は、検査調書を省略することができることとされていますが、本件はこれに該当しないため、検査調書の作成は必須です。 検査調書が無いにもかかわらず、支出伝票の摘要欄に「検定月日:令和2年1月24日」と記載していますが、この日付の根拠と、今後の再発防止策についてお知らせください。</p>
所 管	建設水道部施設維持センター

措置状況（簡潔・明瞭に）
<p>①車両管理規定第20条に基づき自動車修理伺兼修理指示書（様式第4号）を使用し、この指示書が見積合せ伺い・予定価格調書・見積合せ顛末書・契約締結伺いと相応するものと認識していたので、今後は契約事務一連の契約様式を作成します。</p> <p>②自動車修理伺兼修理指示書（様式第4号）に記載の検収日を検定月日と相応するものと認識していたので記載していましたが、今後は検査調書を作成します。</p>